

使用料の見直しの考え方(案)

【観光施設以外】

【見直しの手順】

① 意見聴取

- ・各種団体
- ・市民広聴会
- ・HP など

② 再整理

(必要に応じて関係
団体等へ再度説明)

③ 議会提案

京丹後市役所

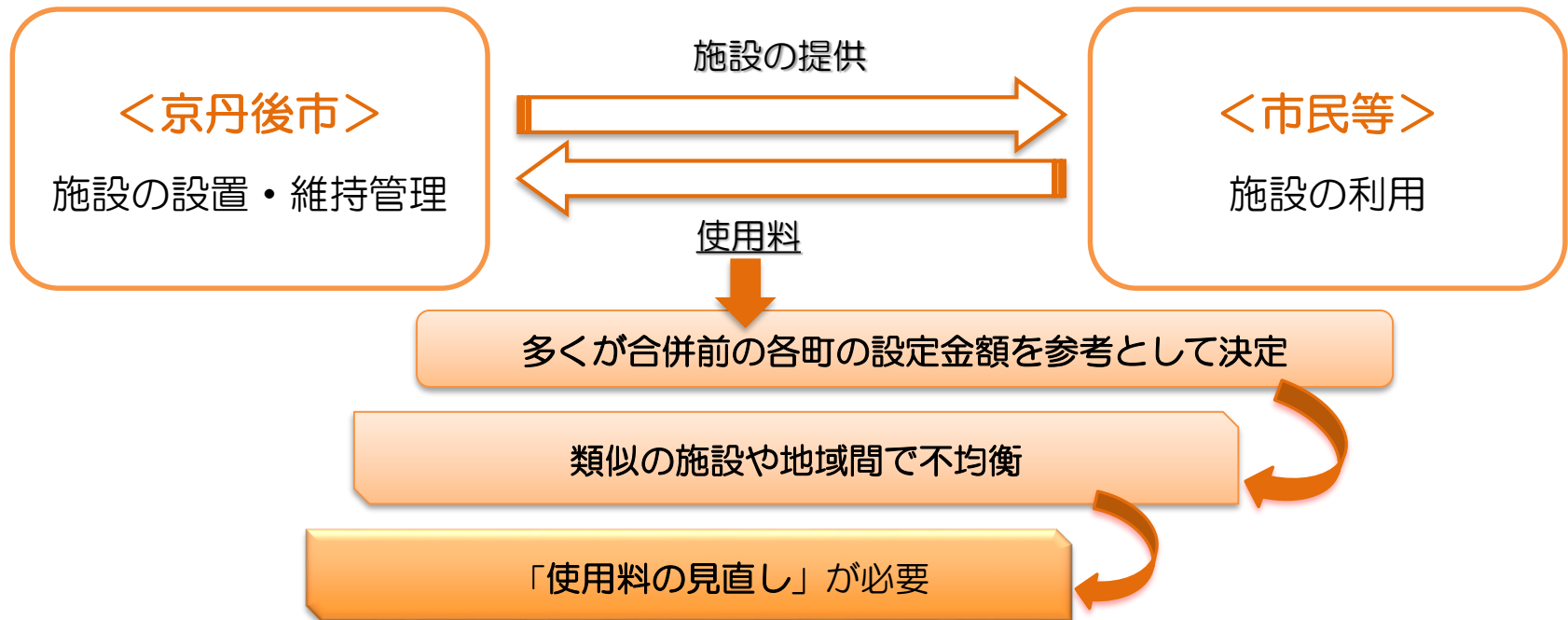
1 現状(その1)

地方自治体では、市民福祉の増進等を目的として、福祉施設、スポーツ・文化施設等を設置し、市民などに利用していただいています。

これらの施設の維持管理には、人件費や光熱水費などの経費が必要であるため、地方自治法の規定に基づき、条例で金額を定めて、利用者から使用料をいただいて、維持管理経費に充てています。

【現状】

本市には、使用料に関する**統ルールがなく**、現在の使用料の多くは合併協議の中で、合併前の**各町の設定金額を参考に決定**され、現在まで引き継いでおり、**類似の施設や地域間で不均衡**となっています。



1 現状(その2)

【地方自治法】 — 根拠法律 —

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき**使用料を徴収することができる。**

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、**条例でこれを定めなければならない。**

【使用料とは】

- ・市町村が設置又は管理する行政財産を特定の者（自然人及び法人）に利用させることにより、その者が受けた受益の対価として「**実費負担的な意味**」で徴収するもの。
- ・使用料は**条例で定めないと徴収することはできない。**
- ・使用料条例には、その金額、徴収の時期、徴収の方法のほか、必要ならば減免の方法等も規定するのが適当
- ・使用料の**減免は、権利の放棄となり議会の議決が必要。ただし、条例で特別の定めがある場合は議決は不要**
- ・使用料は、維持管理費又は減価償却費に充てられる。
- ・公の施設の使用は住民の権利であるが、貧富の差による応能的な差を設けることは適当ではないが、特別な事情のある場合には、減免をなし得る規定を条例中に規定することが適当
- ・指定管理者制度による利用料金は、公の施設の利用の対価であり、公の施設の使用料に相応するもの。
- ・指定管理者制度による利用料金は、**条例の定めるところにより、指定管理者があらかじめ当該地方公共団体の承認を受けて定めることを原則としている。**

出典：逐条地方自治法（学陽書房）、予算の見方・つくり方（学陽書房）、地方公共団体歳入歳出科目解説（ぎょうせい）

※ **使用料（火葬料等の一部を除く）は、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の課税対象**

2 見直しの経過(その1)

【経過】

消費税率引き上げに伴う使用料改正を行うにしても、使用料に関する京丹後市の統一したルールがないため、平成25年に**消費税率10%へ引き上げられるタイミングを見据えて使用料等の見直し**の検討に着手し、令和元年6月**定例会に提案したが否決**となった。その結果を受けて、市民広聴会等を開催し、そこで頂いた御意見等を踏まえ、**再度見直しを検討**しているものです。また、現在の行財政改革大綱（総合計画「基本計画」施策30）においても、引き続き適正な受益者負担及び減免の運用方法の見直しを取組項目として掲げています。

年(月)	経過	備考
平成16年4月	旧6町合併により京丹後市発足	旧6町の設定金額等を引き継ぐ (旧町の条例規定を京丹後市の条例として引き継ぐ)
平成18・20・21年	所管部局内で見直し	集会施設、温泉施設、学校体育施設、社会体育施設、地域公民館、観光情報施設(駅舎)
平成25年度	見直し検討着手	消費税率10%に引き上げのタイミングを見据えて検討着手
平成26年4月	消費税率『8%』施行	水道、病院関係等の料金は改正
平成26年11月	消費税率『10%』延期(1年半延期)	平成29年4月へ延期
平成26年12月	第3次行財政改革大綱議会承認	計画期間：平成27年度～令和元年度 ※期間を令和2年度まで1年間延長(平成30年12月)
平成28年6月	消費税率『10%』再延期(2年半延期)	令和元年10月へ再延期
平成30年4月	具体的な見直し検討着手	令和元年10月を見据えて具体的な検討着手
令和元年6月	使用料等の見直し条例案否決	8議案・46条例
令和元年8月	各委員会から意見聴取	有識者会議、まちづくり委員会、区長連絡協議会、行財政改革推進委員会
令和元年9月	市民広聴会・HPでの意見聴取	峰山町、丹後町、久美浜町で開催(計95人参加)
令和元年10月	消費税率『10%』施行	水道、病院関係等の料金は改正
令和2年8月	公共施設無料開放	令和2年8月～令和4年3月 ※期間を令和5年3月まで1年間延長(令和4年2月)
令和3年2月	行財政改革大綱(総合計画「基本計画」施策30)議会承認	計画期間：令和3年度～令和6年度

2 見直しの経過(その2)

【平成26年2月27日】平成26年度予算審査特別委員会

(問)消費税に対する行政としての姿勢、考え方は？

(答)適正な転嫁は自治体に求められているが、過去も特段の料金値上げはしていない、合併の時にもそういった論議なしにそのまま来たことから、今、内税5%ということですが、**いきなりそれを8%にするという根拠を持ち合わせていないため、十分、今後コストの関係も踏まえて検討**しながら、消費税のことについては検討してまいりたい。

(問)やるときはしっかりやっついていかないと、財政的に十分余裕があればですが、4分の1しか自主財源がないため、今後、もう少し検討されるべきだと思うが、再度の答弁を。

(答)次期10%に向けてということではないが、いわゆるコストの考えに対して、それから最終的な仕入れという意味での原価が消費税も変わっているため、それらも含めて計算し、また、他市の動向も見ながら検討してまいりたい。

【令和2年12月9日】令和2年12月定例会一般質問

(問)昨年6月議会で、第3次行財政改革大綱を踏まえた使用料・手数料の見直しを提案され、類似の施設でも使用時間や料金形態が地域ごとに違うなど、課題があったと思います。そういったことも含めて否決となったわけであります。この見直しについては、いずれにしても避けて通れない、必ず見直していく必要があるのではないかと感じています。受益者負担、税の公平性を担保する意味からも、利用者から利用料を徴収し、施設の管理をしていくべきであると考えているが、市の見解は。

(答)しっかり精査して、改めて整理を行う必要があると考えています。消費税が変わってきているにも関わらず、合併以降特段の大きな変更はしていない。あるいは長期間のアンバランスというのも、旧町から引き継いだ時点のものが残っているというようなこともあります。色々なことで公共施設を横断的に見ながら検討を加えて、どうあるべきだということについて精査をしなければならないことは、消費税は目の前の問題としてあるわけで、早々の課題としてまさにしていかなければならないと思っています。出来れば、**来年度にかけて検討を行って、来年度の遅くならない時期に条例として提案出来ればいいかな**ということで準備を進めたい。そのような腹づもりでいるところでございます。

【行財政改革大綱（総合計画「基本計画」施策30）】

③公共施設等の効率的・効果的な管理

○使用料等の**受益者負担が適切かどうか検討**するとともに、**減免についても公平な運用**となっているかを精査するなど、必要に応じて**見直し**を行います。

(参考) 令和元年度の状況(その1)

【令和元年6月定例会提案説明(抜粋)】

本市における使用料等に関しては、その多くが合併協議の中で、旧6町の金額を参考に設定されるとともに、**条例規定につきましても、基本的には旧町の条例を引き継ぎ、現在まで、そのような状況**となっています。

各施設の現状につきましては、ご承知のとおり、多くが旧町で整備されたもので、合併後満15年を経過する中、老朽化している施設も多く、維持管理経費についても、増加傾向にあります。

本市では、合併により多くの公共施設を保有し続けることは財政的にも困難なことから、第2次の行財政改革の取組として平成24年9月に「公共施設の見直し方針」を策定するとともに、平成25年5月には「公共施設見直し計画」を策定し、公共施設の見直しを進めているところでございます。

また、平成27年度からの第3次京丹後市行財政改革大綱の「第4節 持続可能な財政運営」の中で「受益者負担の適正化」を明記しており、使用料や手数料の受益者負担について適正な負担への見直しをすることとなっています。

このため、平成30年度早々から使用料等の見直しの考え方の整理に着手し、各施設の維持管理に要する経費の算出、利用者負担の在り方を検討するとともに、合わせて、本年10月から予定されています消費税率の引上げを見据え、消費税の適正転嫁についても、原則、外税方式とすることで検討を進めてまいりました。

こうした経過の中で、今回、所管部局ごとに8つの議案にまとめてご提案しているものでございますが、**今回の条例改正の大きなポイント**としましては、**(1)条例規定の表現の統一化、(2)施設の利用時間の統一化、(3)使用料への消費税転嫁の原則、外税方式など**となっています。

使用料につきましては、**(4)現在の使用料等に比べ急激な増加とならないように、現在の使用料の1.5倍までを原則に置きながら改定**するとともに、併せて**(5)使用料等の減免についての基準につきましても、これは各規則での規定となりますが、統一化を図る**こととしております。

なお、今後の使用料・手数料の見直しにつきましては、概ね3年ごとを目途に見直しの検討を行う予定としております。

(1) 条例規定の表現統一

- ・使用料の納付時期、減免、不還付規定等の文言統一

(2) 施設の利用時間区分の統一

- ・原則として、利用時間区分を午前(8:30(9:00)~12:30)、午後(12:30~17:00)、夜間(17:00~22:00)の3区分に統一

(3) 消費税の転嫁

- ・入浴料等を除き外税方式により消費税を転嫁

(4) 使用料改定

- ・各施設の管理運営に係る維持管理経費などの原価に対して、施設の性質等を考慮し、利用者の負担割合に応じた使用料を設定(原則、現状の1.5倍まで・一部貸館施設の2時間未満利用の使用料は1/2 など)

(5) 減免基準の統一 ※規則

【免除(5区分)】

- ① 市が主催又は共催して利用
- ② 国又は他の地方公共団体が利用
- ③ 市内の小中学校、認定こども園等が利用
- ④ 中学生以下で構成する団体が利用
- ⑤ 自治会又は公民館が利用

【減額75%(1区分)】

- ⑥ 自主的な活動を行っている団体等が利用
※10人以上で組織し、活動実態があるとともに、団体の規約、会員等からの会費徴収等自主的な財源を確保している団体

【減額50%(1区分)】

- ⑦ 市外の小中学校等又は市内の高等学校が利用

【市長が認める額】

- ⑧ 市長が特に必要と認めるとき
※総合体育大会及び文化祭等の1月前からの練習又は準備・ボランティア活動の当日及び前日準備 など

(参考) 令和元年度の状況(その2)

【主な意見】 委員会、市民広聴会等

区分	意見の要旨
見直しの進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の目線でみて、丁寧に、時間をかけて取り組む必要がある。 ・色々な人に色々な形で説明して、理解を得る必要がある。 ・見直し案をまとめた段階で説明会を開くべき。 ・現在使用されている団体などから、多くの意見があることについては、きっちり配慮しながら進めるべき。 ・消費税を転嫁したいのか、課題が多くある中で主旨がわかりにくい。一つ一つ解決していくべきでは。
使用料設定	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税は転嫁する必要がある。消費税の増税分を市税等で負担するのはおかしい。それによって、他のサービスが制限される。 ・2時間未満利用を1/2とすると、同じ時間であっても料金は異なる。時間単位で貸してほしい。 ・温泉施設等観光施設で、実際に使用するのが観光客で、維持管理経費が増えている中で、使用料を上げないと市税等の負担が増えることはおかしい。 ・公共施設はコミュニティの中心であることを考え、料金設定を考えるべき。 ・使用料は必要と思うが安価に願いたい。 ・利用者が利用しやすい料金に設定してください。 ・使用料が高額となると厳しい、体育館は安い、ホール、センターになると高くなる。 ・利用時間区分の全ての時間を使用している訳ではないので、使用料を考えてもらいたい。 ・利用していない人の立場からすると、払うべきである。
減免基準	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を見た上で、8人だろうが10人だろうが減免してあげるのが筋かなと思います。 ・会議室の利用申込の際に、こちらから申請したら安くなる現状がある。 ・公民館では、減免される団体や減免されない団体があり疑問を持っていた。減免がある団体は活動日数を増やす一方で、減免のない団体は、活動回数を減らすという現状がある。 ・10人以上というのを考えていただきたい。 ・不公平感を是正するというのは、大変労力を要しますが、これはやるべきだと思います。 ・団体要件の10人以上、会則、会費を徴収しているとか、細かい基準となっており、団体側と市側にしても煩雑となるため見直しをして、出来れば外形的なことで減免が受けられる形で行っていただきたい。 ・75%減額の基準が明確でない。市の施策とは何か、より明確化していただきたい。 ・ボランティアだったら減免を認めてほしい。 ・基準について公平性を確保しつつ線引きが必要である。 ・総合体育大会の免除については、今までどおり2月前でお願いしたい。 ・個人単位での入館料等については、障がい者免除を考えてほしい。 ・与謝の海支援学校に行っている子どもは、やむを得ず行っている。市内ではないが、実情として、子供達の夏休み利用があるため、その辺について配慮すべき。

※ 委員会：有識者会議、まちづくり委員会、区長連絡協議会、行財政改革推進委員会

3 見直すべき課題

課題①

利用時間が各施設で異なっている。

条例

- ・利用する時間区分の設定が不均衡（半日・1日、午前・午後・夜間、空白時間の有無等）
- ・大会やイベントを開催するにも、条例上早朝から貸し付けることができない。（使用できない）

課題②

使用料設定が各施設で異なっている。

条例

- ・同じような施設でも使用料の額が不均衡

課題③

消費税の課税対象だが、その取り扱いが不明確

条例

- ・これまでの消費税率の引き上げに伴って使用料を改正していないため、使用料は実質値下げの状態

課題④

減額又は免除の取り扱いが異なっている。

規則

- ・同じ団体が同じ利用目的で利用する場合でも、申込施設によって対応が異なる。
（旧町での取り扱い等を慣例的に踏襲）

【条例と規則】

条例：議会がその議決により、地方公共団体の事務に関して制定するもの。

規則：地方公共団体の長がその権限に属する事務について制定するもの。

【減額又は免除】

子ども、高齢者、障がい者の方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振興といった目的により、使用料を減額又は免除（減免）するもの。

※ 減免することができる旨を条例に規定し、具体的なことを規則で定めることとしています。

4 見直しの考え方

※観光施設は、それぞれの施設の特色等もあることから、別資料で整理しています。

見直し①

施設の利用時間区分の統一

条例

- ・ 利用者の利便性を考慮し、利用時間の見直しも含め、市として統一した考え方で整理

見直し②

平均化・統一した使用料設定

条例

- ・ 類似施設の**現使用料を基準**として、貸館施設は部屋の面積に応じて分類し、それらを**平均化**して使用料を設定

見直し③

外税方式での消費税

条例

- ・ 上記見直し②で平均化した使用料（税抜き）に外税方式で消費税分を加算

見直し④

減免基準の統一

規則

- ・ 利用者負担の公平性を確保する上でも、統一した考え方で整理（必要最小限とすべきことを考慮）

5 見直し① 利用時間区分の統一（その1）

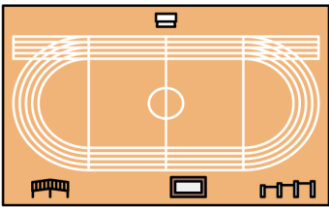
条例

課題①

利用時間が各施設で異なっている。

- ・ 利用する時間区分の設定が不均衡（半日・1日、午前・午後・夜間、空白時間の有無等）
- ・ 大会やイベントを開催するにも、条例上早朝から貸し付けることができない。（使用できない）

【例1】スポーツ施設



利用時間開始前は
使用できない

12:00~13:00
17:00~18:00
は使用できない

利用時間	利用時間区分1	利用時間区分2	利用時間区分3
8:30~22:00	午前(8:30~12:00)	午後(13:00~17:00)	夜間(18:00~22:00)

施設によって利用時間
区分が異なる

【例2】貸館施設



利用時間	利用時間区分1	利用時間区分2	利用時間区分3
9:00~22:00	午前 (9:00~12:30)	午後 (12:30~17:00)	夜間 (17:00~22:00)
8:30~22:00	午前 (8:30~12:30)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (17:30~22:00)
8:30~22:00	4時間未満 (~18:00)	4時間以上 (~18:00)	夜間 (18:00~22:00)
9:00~22:00	昼間1回	—	夜間 (18:00~22:00)

5 見直し① 利用時間区分の統一（その2）

条例

見直し①

施設の利用時間区分の統一

・利用者の利便性を考慮し、利用時間の見直しも含め、市として統一した考え方で整理

(1) 利用する時間区分を1時間単位の貸出に統一し、使用できない時間帯（昼休みなど）を利用できるようにします。

(2) 利用時間外を利用できるようにします。

(1) 統一後の利用時間区分

【スポーツ施設（社会体育施設、都市公園）】

分類	利用時間	利用時間区分(全日)	照明使用料
①	8:30~22:00	1時間につき	1時間につき
②	8:30~17:00		—

※グラウンド、テニスコート及びゲートボール場については、峰山総合公園テニスコートと同様に新たに照明使用料を設定
※都市公園の利用時間開始は9:00~ ※久美浜湾力ヌーセンターについては、現状どおり

【貸館施設（農林水産施設、商工施設、集会施設、公民館、生涯学習施設、介護・老人福祉施設）】

分類	利用時間	利用時間区分(昼間)	利用時間区分(夜間)
③	8:30~22:00	1時間につき(8:30~18:00)	1時間につき(18:00~22:00)
④	9:00~22:00	1時間につき(9:00~18:00)	

※網野高齢者すこやかセンターの利用時間は10:00~19:00 ※網野社会参加交流ハウスの利用時間は10:00~22:00
※弥栄生きがい交流センターの利用時間は8:30~17:00

(2) 利用時間外の利用

利用時間外の利用が見込まれる施設については、利用可能とします。（貸館施設の利用時間外使用料は、夜間区分の使用料）

6 見直し② 使用料設定(その1)

条例

課題②

使用料設定が各施設で異なっている。

- 同じような施設でも使用料の額が不均衡

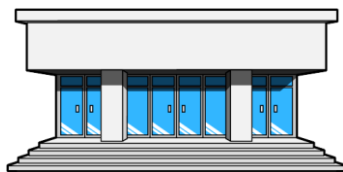
【例1】貸館施設



施設	A施設	B施設
面積等	集会場98㎡	集会場112㎡
使用料	昼間(4時間未満)450円 昼間(4時間以上)750円 夜間 750円	無料

同じような面積でも使用料は異なる

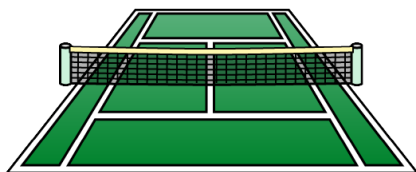
【例2】貸館施設



施設	C施設	D施設
面積等	和室26㎡	和室30㎡
使用料 (冷暖房料)	午前 600円 (1,000円) 午後 800円 (1,300円) 夜間1,200円 (1,500円)	午前 600円 (300円) 午後 800円 (400円) 夜間1,000円 (500円)

冷暖房料も施設によって様々 (現状は1/2~10/3)

【例3】スポーツ施設



施設	E施設	F施設
使用料	午前・午後 200円 ※市外者が利用する場合は、 2倍に相当する額	無料

市民以外使用料の設定がある施設とない施設が混在

6 見直し② 使用料設定(その2)

条例

見直し②

平均化・統一した使用料設定

- ・類似施設の現使用料を基準として、貸館施設は部屋の面積に応じて分類し、それらを平均化して使用料を設定

※前回は、施設の維持管理等に必要な費用を算出し、利用者と市の負担割合に応じた使用料を設定

- (1) 現使用料の1時間あたりの使用料を算出し、類似施設毎に平均化して使用料を設定します。(現在の使用料額を基準に設定)
- (2) 市民以外の利用等については、特別割合を設定します。

(1) 使用料の平均化

■ 算定式(基本)

新使用料(1時間につき) = 現使用料 ÷ 現時間区分 ÷ 1.10(消費税)

※ 貸館施設については、類似施設の現行面積を基準として1時間あたりの使用料の平均で新使用料を設定

※ 貸館施設の夜間区分を18時以降に統一し、現在の夜間使用料を基準として新使用料を設定

※ ｽｯ施設照明使用料(1時間につき) = (現夜間区分使用料 - 現午前区分使用料) ÷ 現夜間区分時間 ÷ 1.10(消費税)

① 類似施設の現行面積を基準として部屋を分類
(~50㎡・51~100㎡・101~150㎡・151~200㎡・201㎡~ など)

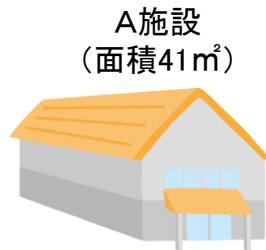
② 使用料(1時間あたり) = 現使用料 ÷ 現時間区分
※昼間と夜間でそれぞれ算定

③ 新使用料(1時間につき) = ①で分類した部屋の②の総合計 ÷ ①で分類した部屋数 ÷ 1.10(消費税)
※昼間と夜間でそれぞれ算定

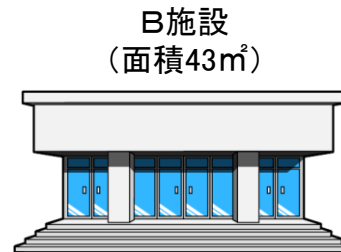
6 見直し② 使用料設定(その3)

条例

【例1】貸館施設



	利用時間区分	現使用料 (税込)
Ⓐ	午前 (8:30~12:30)	1,000円
Ⓑ	午後 (13:00~17:00)	1,000円
Ⓒ	夜間 (17:30~22:00)	1,000円



	利用時間区分	現使用料 (税込)
Ⓐ	午前 (9:00~12:00)	900円
ⓐ	午後 (13:00~17:00)	1,200円
ⓑ	夜間 (18:00~22:00)	1,200円

【昼間使用料(1時間あたり)の算定】

Ⓐ1,000円+Ⓑ1,000円=Ⓓ2,000円
 Ⓓ÷8時間(昼間利用可能時間)=250円

【昼間使用料(1時間あたり)の算定】

Ⓐ900円+ⓐ1,200円=ⓓ2,100円
 ⓓ÷7時間(昼間利用可能時間)=300円

【夜間使用料(1時間あたり)の算定】

Ⓒ1,000円÷4時間30分(夜間利用可能時間)=222円

【夜間使用料(1時間あたり)の算定】

ⓑ1,200円÷4時間(夜間利用可能時間)=300円

施設によって、昼間・夜間使用料(1時間あたり)は異なる

類似施設の現行面積を基準として使用料の平均で新使用料を設定

【昼間新使用料(1時間につき)の算定】

5,598円(部屋面積50㎡までの使用料(1時間あたり)の算定総合計)÷29室(部屋面積50㎡までの全部屋数)
 ≒① 193円(円未満四捨五入)
 ①÷1.10(消費税)≒② 180円(10円未満四捨五入)
 ②×1.10(消費税)=③ 190円(10円未満切り捨て)

【夜間新使用料(1時間につき)の算定】

6,045円(部屋面積50㎡までの使用料(1時間あたり)の算定総合計)÷29室(部屋面積50㎡までの全部屋数)
 ≒④ 208円(円未満四捨五入)
 ④÷1.10(消費税)≒⑤ 190円(10円未満四捨五入)
 ⑤×1.10(消費税)=⑥ 200円(10円未満切り捨て)

6 見直し② 使用料設定(その4)

条例

【貸館施設（農林水産施設、商工施設、集会施設、公民館、生涯学習施設、介護・老人福祉施設）】

面積等 区分	部屋 数	現使用料※1 (1時間あたり・税込)		1時間あたり平均 使用料(税込)※2 (円未満四捨五入) 【A】		【A】÷1.10 (10円未満四捨五入)		見直し後新使用料(1時間につき)				
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	(税別)		(税込)		
								昼間 (~18:00)	夜間 (18:00~)	昼間 (~18:00)	夜間 (18:00~)	
~50㎡	29室	17~ 400円	75~ 450円	① 193円	④ 208円	② 180円	⑤ 190円	② 180円	⑤ 190円	③ 190円	⑥ 200円	
51~ 100㎡	11室	143~ 375円	150~ 500円	214円	235円	190円	210円	190円	210円	200円	230円	
101~ 150㎡	3室	111~ 500円	150~ 500円	251円	383円	230円	350円	230円	350円	250円	380円	
151~ 200㎡	2室	900~ 1,067円	900~ 1,250円	984円	1,075円	890円	980円	890円	980円	970円	1,070円	
201㎡ ~	5室	1,000~ 1,250円	1,000~ 1,600円	1,125円	1,182円	1,020円	1,070円	1,020円	1,070円	1,120円	1,170円	
調理室	4室	375~ 400円	333~ 400円	394円	383円	360円	350円	350円※3	350円	380円	380円	
大ホール予 備室	1室	75円	80円	75円	80円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	
集会 施設 ※4	小	37室	無料~ 47円	無料~ 113円	47円	113円	40円	100円	40円	100円	40円	110円
	大	9室	無料~ 79円	無料~ 188円	79円	188円	70円	170円	70円	170円	70円	180円
公会堂	1室	126円	300円	126円	300円	110円	270円	110円	270円	120円	290円	

※1 現使用料(1時間あたり)は、現使用料(昼間・夜間)を利用可能時間(昼間・夜間)で除して算定

※2 1時間あたり平均使用料は、現使用料(1時間あたり)の総合計を部屋数で除して算定

※3 昼間使用料が夜間使用料を上回るため夜間使用料で新使用料を設定

※4 弥栄生きがい交流センターを含む

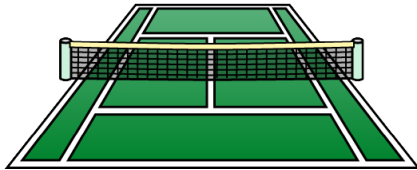
【冷暖房料の取り扱い】

貸館施設の冷暖房料については、施設によって様々であるため、集会施設及び現金投入式を除き**使用料の2分の1**とします。

6 見直し② 使用料設定(その5)

条例

【例2】スポーツ施設



利用時間区分	現使用料 (税込)
① 午前 (8:30~12:00)	400円
② 午後 (13:00~17:00)	400円
③ 夜間 (18:00~22:00)	1,000円

【新使用料(1時間につき)の算定】

●照明使用料の算定

◎1,000円-①400円=④600円

④÷4時間(夜間区分時間)=① 150円

①÷1.10(消費税)≒② 140円(10円未満四捨五入)

②×1.10(消費税)=③ 150円(10円未満切り捨て)

●使用料の算定

①400円+②400円+◎1,000円-④=⑤1,200円

⑤÷11.5時間(終日利用可能時間)

≒④ 104円(円未満四捨五入)

④÷1.10(消費税)=⑤ 90円(10円未満四捨五入)

⑤×1.10(消費税)=⑥ 90円(10円未満切り捨て)

【スポーツ施設(社会体育施設)】

区分		施設数	現使用料※1 (1時間あたり) 【A】	【A】÷1.10 <10円未満 四捨五入>	見直し後新使用料 (1時間につき)	
詳細	分類		(税込) <円未満四捨五入>		(税別)	(税込)
テニスコートA	オムニコート	2施設	④ 104円	⑤ 90円	⑤ 90円	⑥ 90円
	照明使用料	2施設	① 150円	② 140円	② 140円	③ 150円
テニスコートB	ハードコート	1施設	52円	50円	50円	50円
	照明使用料	1施設	75円	70円	70円	70円
テニスコートC	ハードコート	2施設	無料	無料	無料	無料
	照明使用料	2施設	125円	110円	110円	120円
グラウンドA	運動公園等	4施設	196~209円	180円	180円	190円
	照明使用料	3施設	300~313円 1,313円※2	280円 1,190円※2	280円 1,190円※2	300円 1,300円※2
グラウンドB	学校体育施設等	35施設	無料	無料	無料	無料
	照明使用料	24施設	375円	340円	340円	370円
体育館A	社会体育館等	4施設	261円	240円	240円	260円
体育館B	バレーボールコート2面	28施設	209円	190円	190円	200円
体育館C	バレーボールコート1面	7施設	104円	90円	90円	90円
ゲートボール場A	専用照明	4施設	104円	90円	90円	90円
	照明使用料	4施設	275円	250円	250円	270円
ゲートボール場B	—	1施設	78円	70円	70円	70円
格技場等	—	6施設	104円	90円	90円	90円

※1 現使用料(1時間あたり)は、終日利用した場合の現使用料を終日利用可能時間で除して算定(専用照明のある施設は、夜間区分使用料から照明使用料を算定)

※2 大宮自然運動公園Aコート(野球コート)

6 見直し② 使用料設定(その6)

条例

(2) 特別割合の設定

① 市民以外の利用

市の施設は、市民の税金等で整備及び維持管理されていることから、**市民以外の方が利用される場合の使用料は、市民利用の2倍**とします。

※市内の事業所又は各種団体の利用者区分は、「市民」扱いとします。

② 入場料を徴収するなど営利目的の利用

営利目的の利用が見込まれる施設については、**営利目的利用の使用料を設定し、市民利用の3倍**とします。

※商品展示、商品説明、商品発表などの販売促進行為など金銭的な利益を得ようとする又はそれに繋がる行為については、「営利」扱いとします。

※貸館施設において、入場料を徴収する場合は、「営利」扱いとします。

③ 年齢区分による利用

大人、小人料金を設定する施設については、**小人料金の対象は小・中学生**とし、使用料は、原則、**大人料金の2分の1**とします。(未就学児は、原則、無料)

④ 団体の利用区分

施設の利用促進を図るために**団体料金を設定する場合は15人以上**とします。

■ 使用料等の定期的な検証と見直し

今回については、様々な社会情勢、経済状況を踏まえる中で、**現在の使用料のアンバランスな状況を早急に解消**することを重点に、**現在の使用料額を基準に平均化して使用料を設定**した。

なお、施設の使用料等については、社会経済情勢及び施設の利用状況等を勘案した上で見直しを図っていくことも必要なため、**原則3年ごと**に定期的な検証及び見直しを行うこととします。

※前回は、各施設の維持管理等に必要な費用を算出し、現状の1.5倍までを基本として利用者と市の負担割合に応じた使用料を設定

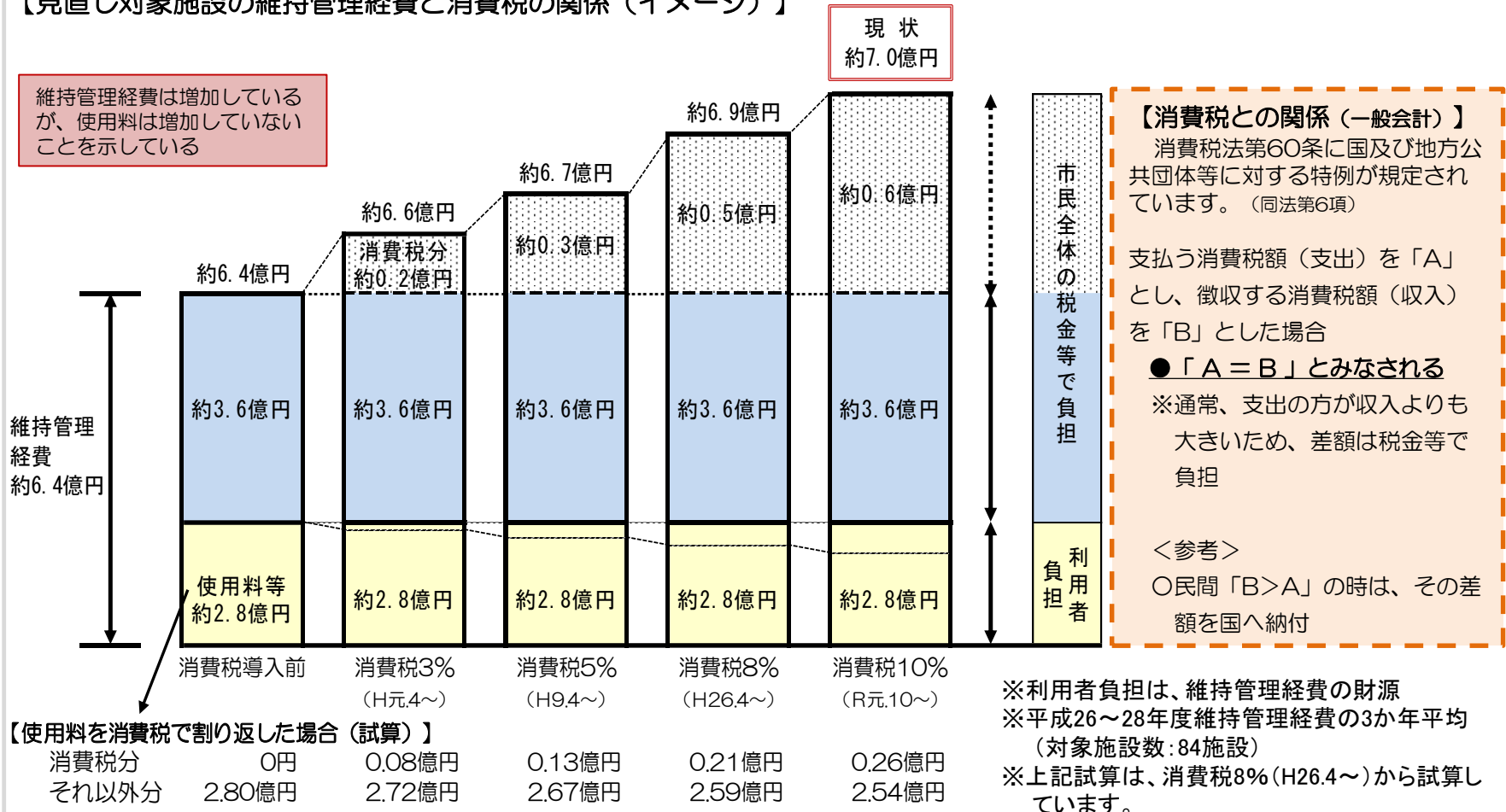
7 見直し③ 外税方式での消費税(その1)

条例

課題③

消費税の課税対象だが、その取り扱いが不明確

- これまでの消費税率の引き上げに伴って使用料を改正していないため、使用料は実質値下げの状態【見直し対象施設の維持管理経費と消費税の関係（イメージ）】



7 見直し③ 外税方式での消費税(その2)

条例

見直し③

外税方式での消費税

- ・見直し②で平均化した使用料（税抜き）に外税方式で消費税分を加算

■ 新使用料 = 使用料（税抜き） × 1.10（消費税）

- ※ 条例に外税で規定することにより、消費税分を加算するとともに、税抜き使用料の明確化
- ※ 消費税分を加算した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て
- ※ 利用者の利便性の確保に支障又は収受が煩雑となる駐車料金、現金投入式の冷暖房器具等は100円単位で設定（内税）

【国からの要請等】

○平成25年12月4日総行第198号／総務省自治行政局行政課長通知

- ・公の施設の使用料・利用料金等の対応については、消費税（地方消費税を含む。）が、**消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税**である。
- ・公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、**消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例等の措置を講じられたいこと。**

○平成31年4月17日総財務第55号／総務省自治財政局財務調査課長通知

- ・消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、2019年（平成31年）10月1日に予定されている**消費税率の引上げに向け、適切に対処**されたい。
- ・地方公共団体であっても、事業を行っている場合、特定事業者に該当することから、各地方公共団体においても、**所要の措置を講じることにより、円滑かつ適正に転嫁**されたい。

【京丹後市代表監査委員の意見（要旨）】 令和元年6月18日

- 消費税率が上がった時に、**使用料等に消費税分が転嫁されなかった経過**については、監査委員として承知している。
- 内税として処理されており、**使用料等は実質値下げとなっている**ことも承知している。
- 消費税分を税金で支払っていることについて、これまでから財政面からも適正に転嫁されるよう申し上げてきた。
- 10月に消費税が10%に上げられることについて、国から適正転嫁に対する通知もあり、**監査委員としても「適正に転嫁していただきたい」という考え**である。消費税10%の転嫁にあたっては、これまで転嫁されていた3%、5%、8%分を控除し使用料等本体分に10%を転嫁していただきたい。

8 見直し④ 減免基準の統一（その1）

規則

課題④

減額又は免除の取り扱いが異なっている。

- 同じ団体が同じ利用目的で利用する場合でも、申込施設によって対応が異なる。
(旧町での取り扱い等を慣例的に踏襲)

【例】 同じ団体が同じ利用目的で、各施設に申請



【参考】 主な施設の平成30年度団体利用の状況

(単位:回)

施設名称	合計①	免除②	減額③	使用料徴収④	徴収割合 (④/①×100)
八丁浜シーサイドパーク	75	15	0	60	80.0%
峰山途中ヶ丘公園	375	147	2	226	60.3%
大宮社会体育館	921	475	0	446	48.4%
峰山総合公園	651	380	48	223	34.3%
アグリセンター大宮	711	438	85	188	26.4%
峰山総合福祉センター	520	431	0	89	17.1%
峰山・丹後・弥栄地域公民館	4,865	4,312	0	553	11.4%
峰山織物センター	847	820	0	27	3.2%

8 見直し④ 減免基準の統一（その2）

規則

見直し④

減免基準の統一

・利用者負担の公平性を確保する上でも、統一した考え方で整理（必要最小限とすべきことを考慮）

- (1) スポーツ施設・貸館施設ともに同じ減免基準で利用目的に着目して減免可否を決定します。
- (2) 団体から申請を受け、要件に合致した団体を減免団体として登録します。

(1) 減免基準（案）

区分	利用目的
免除	① 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む）が主催又は共催（入場料を徴収する等営利目的は除く）して利用するとき
	② 国又は他の地方公共団体が利用するとき
	③ 市内の小学校、中学校、保育所及び認定こども園が教育又は保育を目的として利用するとき（クラブ活動を含む）
	④ 市内の自治会又は地区の公民館が利用するとき
	⑤ <u>市長が認める中学生以下又は半数以上を65歳以上の市民で構成する団体（公共施設使用料減免団体に登録されている団体）が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき</u>
減額 (75%)	⑥ <u>市長が認める社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体（公共施設使用料減免団体に登録されている団体）が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき</u> ※半数以上を女性の市民で構成する団体は、さらに10%を上乗せし85%減額
減額 (50%)	⑦ 市外の小学校、中学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育を目的として利用するとき、又は市内の高等学校が教育を目的として利用するとき
市長が認める額	⑧ 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

※上記④⑤（65歳以上で構成する団体）⑥⑦の冷暖房料などは、原則、**減免しない予定**としています。また、アグリセンター大宮の多目的ホールの照明設備及び移動観覧席使用料並びに峰山総合福祉センターのコミュニティホールの移動観覧席使用料（新たに設定）は**50%を減額する予定**としています。
※資料館など個人単位での入館料等については、身体障害者、療育及び精神障害者保健福祉手帳を所持する障がい者（介添人を要するときはその介添に当たる者（障がい者1人につき1人））は、使用料の**50%を減額する予定**としています。
※減免に関する運用マニュアルを作成し、取り扱いに相違がないようにします。

【減額又は免除】

子ども、高齢者、障がい者の方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振興といった目的により、使用料を減額又は免除するもの。
※ 減免することができる旨を条例に規定し、具体的なことを規則で定めることとしています。

8 見直し④ 減免基準の統一（その3）

規則

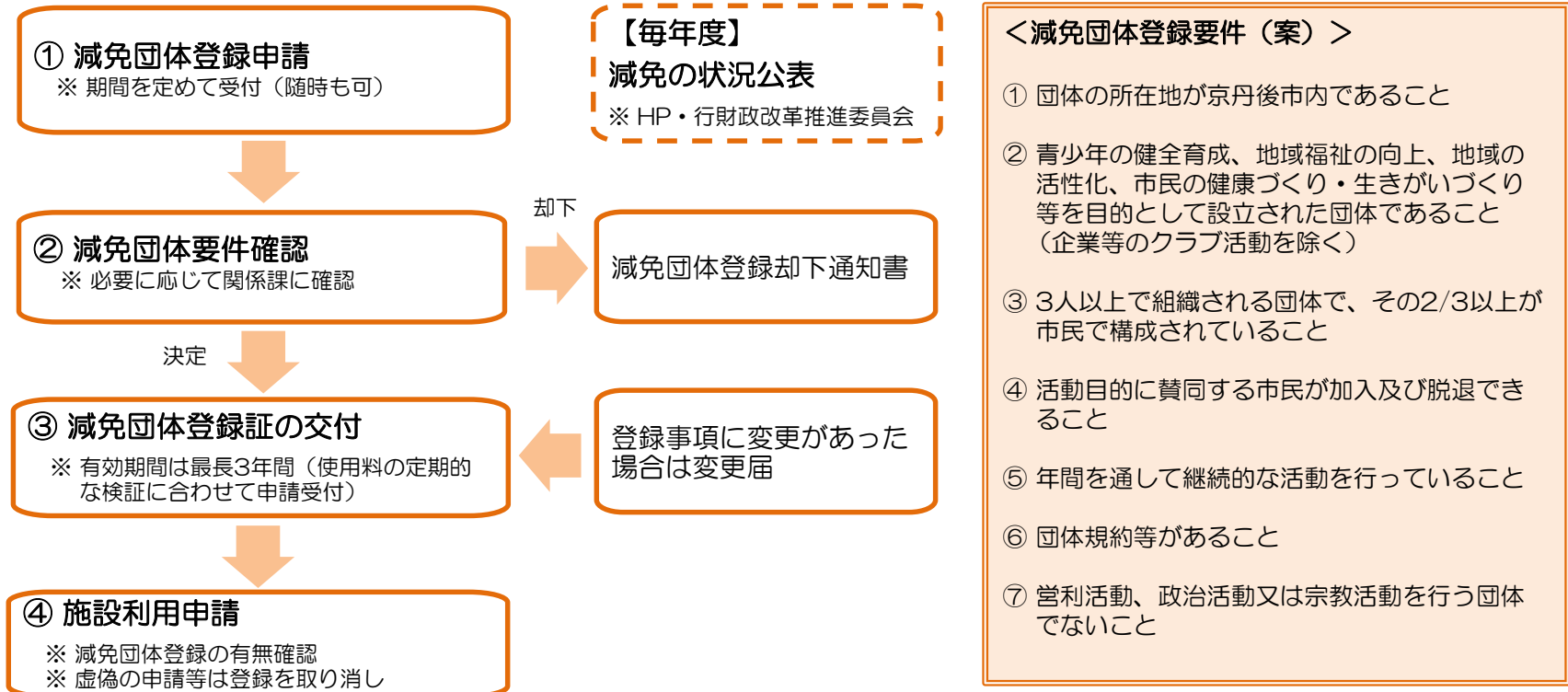
（2）公共施設使用料減免団体登録制度

スポーツ施設や貸館施設が同じ減免基準で利用目的に着目して減免の可否を決定するため、⑤⑥市長が認める団体により減免を受けようとする団体から申請を受け、要件に合致した団体を減免団体として登録することによって、利用者負担の公平性を確保します。また、毎年度減免の対象、措置の状況等を公表し、減免の透明性を図ります。

⑥ 市長が認める社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき 使用料の100分の75

※中学生以下又は半数以上を65歳以上の市民で構成する団体は免除、半数以上を女性の市民で構成する団体は85%の減額とする予定です。なお、入場料を徴収する等営利目的は減免を行わないこととしています。

※総合体育大会等に向けた練習、公民館の共催事業である文化祭及び展示会等に向けた練習又は準備（大会等の2月前から）、ボランティア活動の当日及び前日準備、全市域の市民を対象とした講演会等については、⑧（市長が特に必要と認めるとき）の適用項目とし、免除とする予定です。



8 見直し④ 減免基準の統一(その4)

規則

【現状】



- ① 利用申請書の提出
- ② 使用料の納付

(例1) スポーツ施設

18:00から22:00まで使用
※総合体育大会に向けた練習以外

利用時間区分	現使用料
午前(8:30~12:00)	750円
午後(13:00~17:00)	750円
夜間(18:00~22:00)	2,000円

《A団体》 **2,000円**
使用料(18:00~22:00) = 2,000円

《B団体》 **2,000円**
使用料(18:00~22:00) = 2,000円

(例2) 貸館施設

18:00から22:00まで使用
※冷暖房使用

利用時間区分	現使用料
午前(9:00~12:30)	4,000円
午後(12:30~17:00)	5,000円
夜間(17:00~22:00)	6,000円

《C団体》 **3,000円**
使用料 = 免除
冷暖房料 6,000円 × 1/2 = 3,000円

《D団体》 **9,000円**
使用料(17:00~22:00) = 6,000円
冷暖房料 6,000円 × 1/2 = 3,000円

不均衡

不均衡

見直し

【見直し後】



- ① 利用申請書の提出
- ② 減免団体の登録確認
- ③ 使用料の納付

区分	新使用料
施設使用料	180円
照明使用料	280円

区分	新使用料	
	夜間(18:00~22:00)	冷暖房料
1時間	1,070円	使用料の1/2

新使用料 = 使用料(税抜き) × 1.10(消費税) ※10円未満端数切り捨て

《A・B団体》 **500円**
施設使用料 180円 × 4時間 = ①720円
照明使用料 280円 × 4時間 = ②1,120円
(①+②) × 25% = ③460円
③ × 1.10(消費税) = 500円(10円未満切り捨て)

解消

《C・D団体》 **3,530円**
使用料 1,070円 × 4時間 = ①4,280円
冷暖房料 535円 × 4時間 = ②2,140円
① × 25% = ③1,070円
(②+③) × 1.10(消費税) = 3,530円(10円未満切り捨て)

(参考) 令和元年6月見直し案からの主な変更点

施設区分	変更内容	令和元年6月見直し案	今回の見直し案
スポーツ施設 (社会体育施設)	1時間単位で貸出	午前(8:30~12:30) 午後(12:30~17:00) 夜間(17:00~22:00)	1時間につき 照明使用料 1時間につき (グラウンド・テニスコート・ゲートボール場)
貸館施設 (農林水産施設、商工施設、集 会施設、公民館、生涯学習施設、 介護・老人福祉施設)	1時間単位で貸出	午前(8:30~12:30) 午後(12:30~17:00) 夜間(17:00~22:00)	1時間につき(8:30~18:00) 1時間につき(18:00~22:00)
スポーツ施設 貸館施設	使用料設定	各施設の維持管理等に必要な費用を算出し、 現状の1.5倍までを基本として利用者と市 の負担割合に応じた使用料を設定	類似施設の現使用料を基準として、貸館施設 は部屋の面積に応じて分類し、それらを平均 化して使用料を設定
全施設 ※占用料、火葬料及び一部の 施設等を除く	減免基準 〔区分〕	市内に在住する中学生以下で構成する団体が 青少年の健全育成に資する活動を目的として 利用するとき〔免除〕	市長が認める中学生以下又は半数以上を65歳 以上の市民で構成する団体が団体の設立目的に 沿った活動に利用するとき〔免除〕
		社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体 又は地域住民で組織する自主的な活動を行っ ている団体が市の施策に沿った活動に利用す るとき〔75%〕	市長が認める社会福祉団体、社会教育団体、社 会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活 動を行っている団体が団体の設立目的に沿った 活動に利用するとき〔75%〕 ※半数以上を女性の市民で構成する団体は、 さらに10%を上乗せ〔85%〕
	減額団体要件	10人以上で組織し、活動実態があるるとも に、団体規約、会員等からの会費徴収等、自 主的な財源を確保している団体	公共施設使用料減免団体に登録されている団体
	免除期間	総合体育大会等に向けた練習、公民館の共催 事業である文化祭及び展示会等に向けた練習 又は準備は、大会等の1月前から免除	総合体育大会等に向けた練習、公民館の共催事 業である文化祭及び展示会等に向けた練習又は 準備は、大会等の2月前から免除
	市民が通う特別支援 学校	50%減額	免除 ※市内の小学校等の取り扱いに準じる。
個人単位での入館料等を設 定している施設 (網野高齢者すこやかセンター等)	身体障害者手帳等を 所持する障がい者の 使用料減額		50%減額

(参考) 近隣市の夜間利用の現状

※令和3年9月末現在

(1) 体育館

自治体名称	施設名称	使用料等	特別割合	主な減免の現状
京丹後市	大宮社会体育館	(18:00~22:00) 全面1,000円	・市民以外2倍	・府民総体、市総体に向けた練習(2月前から)は免除
福知山市	福知山市民体育館	(18:00~21:00) 全面6,600円	・市民以外2倍 ・入場料を徴収2倍 ・営利6倍	・事業内容(子ども・障がい者等大会)により免除 ・指定管理者の判断で減免
舞鶴市	舞鶴東体育館	(18:00~21:00) 全面8,100円	・市民以外1.5倍 ・入場料を徴収4倍	・市内障がい者団体は1/2減額 ・府民総体練習(3回まで)は免除 ・指定管理者の判断で減免
綾部市	総合運動公園体育館	(17:00~21:00) 全面4,200円	・市民以外2倍 ・入場料を徴収6倍	・総合文化祭は免除 ・体育協会等が主催する行事は免除 ・中学生以下で構成されたスポーツ活動を行う団体は3/4減額
宮津市	市民体育館	(1時間) 全面1,886円	・入場料を徴収又は営利5倍	・中学生以下で構成されたスポーツ活動を行う団体は1/2減額

(2) 公民館

自治体名称	施設名称	使用料等	冷暖房料・特別割合	主な減免の現状
京丹後市	弥栄地域公民館大ホール	(18:00~22:00) 4,000円	・冷暖房料1/2	・文化協会加盟団体は免除 ・青少年に対する社会教育活動は免除
福知山市	夜久野地域公民館文化ホール	(17:00~22:00) 5,500円 ※土・日・祝利用は1割加算	・冷暖房料1/2 ・市民以外2倍	・文化協会加盟団体は免除(冷暖房料等を除く) ・公民館活動のために使用する場合は免除
舞鶴市	中公民館ホール	(18:00~22:00) 8,100円	・冷暖房料1,350円(1時間につき) ・市民以外1.5倍 ・入場料等を徴収(営利)は金額により1.2倍から2.0倍まで	・市内障がい者団体は1/2減額
綾部市	中央公民館中央ホール	(17:00~22:00) 5,600円	・冷暖房料1/2 ・市民以外2倍	・中学生以下で構成されたスポーツ活動を行う団体は3/4減額(一部施設)
宮津市	中央公民館大会議室	(1時間) 524円	・冷暖房料419円(1時間につき)	・指定管理者の判断により減免